

チリ経済情勢報告(2024年7月)

<概要> 景気は回復している。

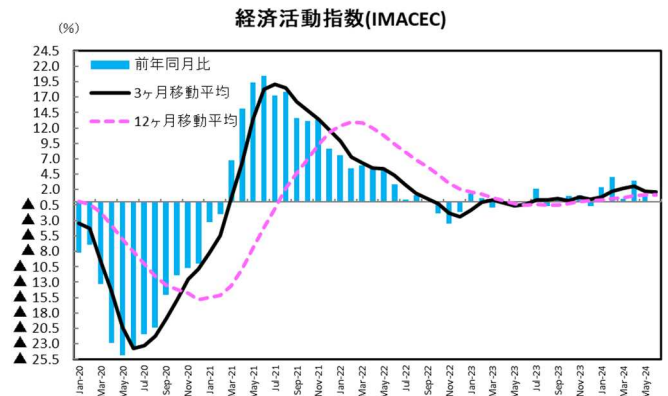
- 消費は改善している。
- 生産は、工業は減少、鉱業は増加。企業マインドは良化している。
- 失業率は下落している。
- 物価は上昇している。
- 貿易は黒字となっている。
- 銅価格は下落、為替はペソ高傾向、株価は上昇で推移している。

先行きについては、財政・年金・税制などの国内政治動向及びウクライナ情勢等を含む世界経済情勢に留意する必要がある。

1. 経済指標

(1) 経済活動指数(IMACEC) - 前年同月比 0.1% -

6月のIMACECは、前年同月比0.1% (季節調整済前月比は0.3%) となった。営業日数は1日少なかった。鉱業は前年同月比5.9%、鉱業以外の業種は同▲0.7%だった。季節調整済前月比では、鉱業は1.7%、非鉱業部門は0.1%となった。



(2) 消費 - 改善している -

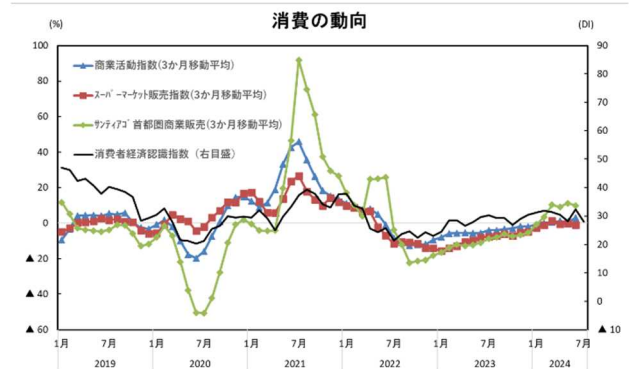
① 6月の商業活動指数(実質, INE公表)は、前年同月比3.9%、同指数の小売業(除く車)は同8.9%となった。

② 6月のスーパーマーケット販売額(実質, INE公表)は、前年同月比3.4%となった。

③ 6月のサンティアゴ首都圏商業販売額(チリ商工会議所公表, 既存店, 暫定値)は、前年同月比10.0%となった。

④ 7月の消費者経済認識指数(IPEC, Gfk Adimark公表)は28.0(前月差▲4.4)、個人の景気認識(現状)は30.2(同▲2.8)と、引き続き50(中立点)を下回っている。

⑤ 7月の新車販売台数は、25,087台(前年同月比8.8%)となった。

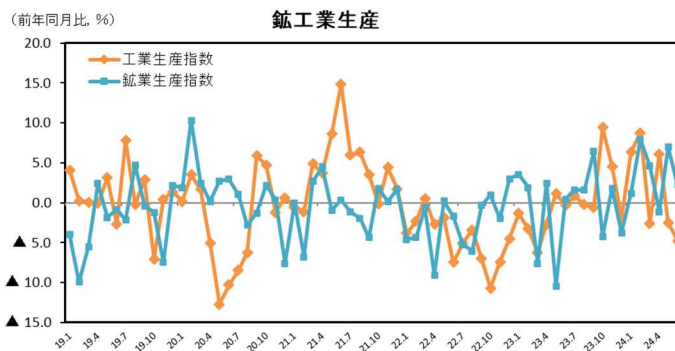


(3) 鉱工業生産，電力－工業は減少，鉱業は増加－

6月の工業生産指数は，前年同月比▲4.8%となった。セクター別では石油製品が増加（寄与度0.97%），食料品が減少（同▲3.37%）に寄与した。

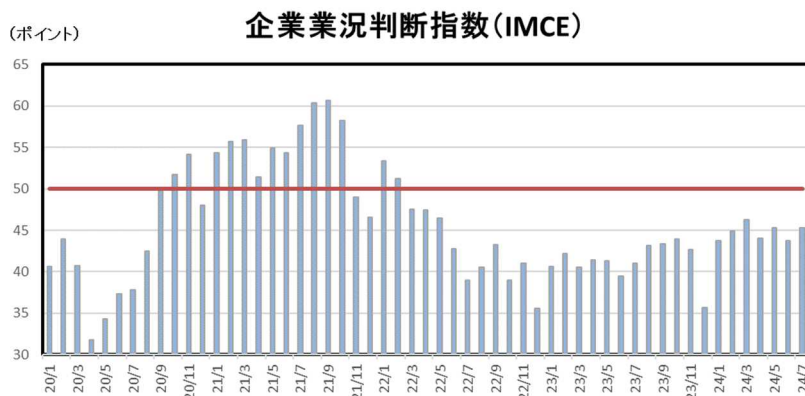
6月の鉱業生産指数は，前年同月比2.2%，銅生産量は同▲1.2%となった。

6月の電力指数は，前年同月比2.9%となった。



(4) 企業の業況判断－良化－

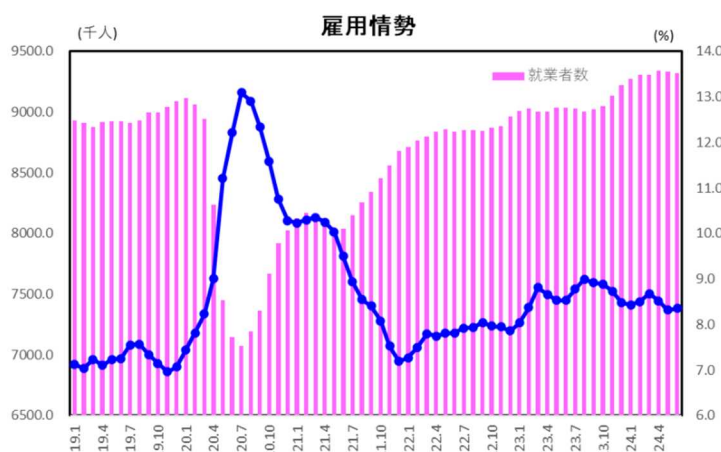
7月のIMCE（企業業況判断指数）は45.3ポイントで，前月差1.5ポイントとなり，29か月連続で中立点を下回った。内訳を見ると，鉱業が63.2（同9.0ポイント），商業が49.1（同▲2.4ポイント），製造業が42.1（同0.6ポイント），建設業が28.4（同1.1ポイント）となった。



(5) 雇用－失業率は下落－

4～6月期の失業率は8.3%（前年同期差▲0.18%）と，高い水準にある。労働力人口は293,006人増加（前年同期比3.0%），就業者数は286,266人増加（同3.2%）し，失業者数は6,740人増加（同0.8%）している。就業者数を職業別にみると，商業が前年同期比寄与度0.7%と増加に寄与し，製造業が同▲0.3%と減少に寄与している。

6月の賃金（速報値）は，名目は前年同月比6.8%，実質は同2.5%となった。

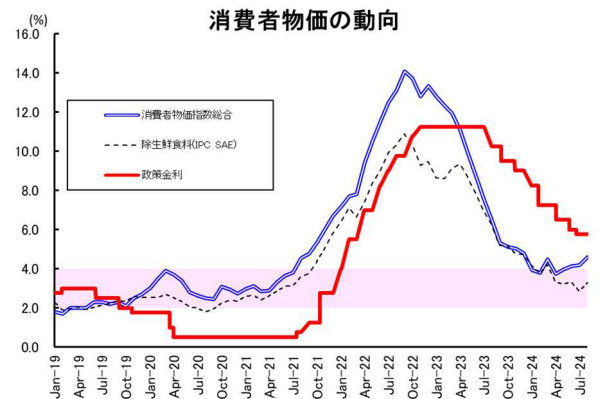


(6) 物価－上昇している－

7月の消費者物価指数(総合)は、前月比は0.7%、前年同月比は4.6%となった。品目別に前年同月比の動きを見ると、住宅サービス(8.8%)、レストラン・ホテル(8.2%)、食料品(4.9%)等が上昇した。なお、生鮮・燃料を除く指数は、前月比0.7%、前年同月比3.3%であった。

中銀アンケート(8月)によるインフレ期待は、1年後:3.8%(前月3.6%)、2年後:3.0%(前月3.0%)となっている。

6月の生産者物価(全産業)は、前月比▲1.6%、前年同月比は15.8%となった。鉱業(前年同月比24.6%)、農林牧畜(同10.9%)等が上昇した。

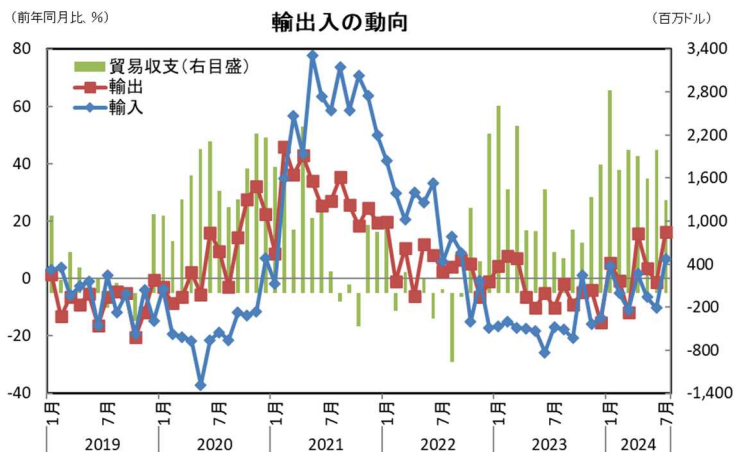


(7) 貿易－黒字となっている－

①7月の輸出額(FOB)は、83.4億ドル(前年同月比16.2%)となった。内訳を見ると、鉱業品47.2億ドル(同21.1%)(全体の56.6%)、農林水産品4.3億ドル(同12.9%)(全体の5.2%)、製造業品31.9億ドル(同10.2%)(全体の38.3%)となった。鉱業品のうち、銅は41.6億ドル(同30.8%)(鉱業品輸出額全体の88.1%)となった。

②7月の輸入額(FOB)は、70.5億ドル(前年同月比6.8%)となった。内訳(CIF)は、消費財19.6億ドル(同7.1%)、中間財42.4億ドル(同10.9%)、資本財14.5億ドル(同▲0.2%)となった。

③7月の貿易収支(FOB)は、12.9億ドルの黒字となった。



(8) 対日・中・韓貿易

①対日貿易(FOB):6月の貿易額は、輸出額6.4億ドル(前年同月比10.6%)、輸入額1.4億ドル(同▲6.8%)、貿易総額では7.9億ドル(同6.9%)となった。

②対中貿易(FOB):6月の貿易額は、輸出額25.1億ドル(前年同月比▲13.0%)、輸入額14.1億ドル(同▲11.2%)、貿易総額では39.3億ドル(同▲12.3%)となった。

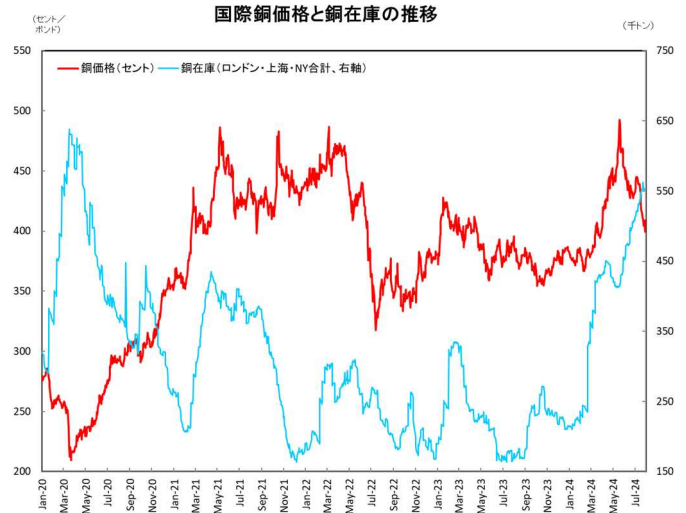
③対韓貿易(FOB):6月の貿易額は、輸出額3.9億ドル(前年同月比▲30.2%)、輸入額1.0億ドル(同0.4%)、貿易総額では4.9億ドル(同▲25.5%)となった。

2. 市場の動き

(1) 国際銅価格－下落－

7月の国際銅価格は、1ポンド4.32ドル(1日)で始まった。月末には4.09ドル(31日)と前月末比▲4.9%で終了した。

7月の銅在庫は、507,688ト(1日)で始まり、月末には553,832ト(31日)と前月末より増加した。



(2) 為替－ペソ高傾向－

7月の為替は、1ドル947ペソ(1日)で始まった。その後、月半ばにかけペソ高傾向、月後半にかけペソ安傾向で推移し、月末は942ペソ(31日)と前月末差▲0.6ペソで終了した。



(3) 株価－上昇－

7月のIPSA値(サンティアゴ主要株式指数)は、6,407ポイント(1日)で始まった。その後上昇し、月末には6,441ポイント(31日)と、前月末比0.4%で終了した。



3. 経済トピックス(報道等情報)

(1) 29品目で世界最大の輸出国に: 報道

7月8日、当地紙ラ・テルセラは、チリが29品目において世界最大の輸出国となった旨を報じた。

チリ外務省国際経済関係次官官房(SUBREI)調査局の報告書によると、チリは、2023年に29品目で世界最大の輸出国となった。チリが世界最大の供給国として位置付けられた製品としては、銅のほか、炭酸リチウム、生鮮サクランボ、サーモンフィレ、硫酸リチウム、冷凍アジ、ムール貝の缶詰、干しプラム等がある。

サンウエサ国際経済関係次官は、2023年の厳しい外部要因にもかかわらず、チリの輸出部門は、国際的に確固たる地位を獲得したと強調し、チリは現在、グリーン産業の発展と経済の脱炭素化における重要なプレーヤーであり、さらに、食品やワイン、生鮮果実の世界的な供給国としての地位を固めていると付け加えた。

本報告書によると、チリは引き続き銅精鉱と銅カソードの最大の輸出国であり、2023年には413億米ドル以上の海外売上高を生み出しており、チリは、銅精鉱の世界輸出の25.2%、銅カソードでは21.8%を占めている。一方、チリは、炭酸リチウムの最大の輸出国でもあり、2023年の輸出額は60億6,300万米ドルで、世界の総輸出額の80%を占めている。

サンウエサ次官は、チリは、炭酸リチウムと硫酸リチウムの世界最大の輸出国で、水酸化リチウムの第2位の輸出国でもあると説明し、この重要な資源に付加価値を与える国の潜在力を開発し、リチウムが我々の生産的変革の柱となることを目指す国家リチウム戦略によって、この国のリーダーシップが長年にわたって維持されることを願っていると述べた。

その他の鉱業部門では、チリは昨年、モリブデン精鉱、ヨウ素、硫酸塩(硫酸リチウムを含む)、酸化モリブデン及び水酸化モリブデン、硝酸カリウム、硝酸ナトリウムの最大の輸出国に位置付けられた。また、その他の輸出品に関しては、生鮮サクランボ、サーモンフィレ、冷凍アジ、ムール貝の缶詰、生鮮プラム、干しプラム、冷凍トラウトフィレ、干しリンゴ、工業用海藻等、様々な製品で最大の輸出国となっている。

このほか、2023年の世界輸出ランキングでチリが2位及び3位を獲得したのは30品目であった。チリは、水酸化リチウム、ヘーゼルナッツ、えん麦、針葉樹製材、ブドウ果汁、酸化ホウ素等の18品目で世界第2位の供給国となっており、化学パルプ(非針葉樹)、魚油、殻付きクルミ、干しブドウ、冷凍ラズベリー、豚肩肉等の12品目で世界第3位となっている。

チリは、合計で59品目の製品を2023年世界輸出ランキング1位～3位にランクインさせている。また、SUBREIは、これらの品目以外にも海外輸出が増加した多数のチリ産品があることを強調している。例えば、チリはボトル入りワイン、生鮮クランベリー、野菜種子、花卉球根、無機肥料の世界第4位の輸出国となっている。

(2) 国家リチウム戦略 産業界がチリの36のリチウム鉱床での開発プロジェクトに関心を示す: 鉱業省プレスリリース

7月9日、チリ鉱業省は、国家リチウム戦略の枠組みの一環で実施された関心表明プロセスの募集結果を、マリオ・マルセル財務大臣、アウロラ・ウィリアムス鉱業大臣及びチ

リ生産開発公社（CORFO）のホセ・ミゲル・ベナベンテ取締役副社長が共同発表した旨のプレスリリースを発売した。

CORFOのホセ・ミゲル・ベナベンテ副社長は、最新情報に基づき、リチウム特別操業契約（CEOL）の締結プロセスを設計するため、塩湖やその他の鉱床に含まれるリチウムの探査、開発、加工に関するプロジェクトの実施について、国内外の企業やコンソーシアムの関心を把握することを目的とした、関心表明（RFI）プロセスの結果を発表した。

関心表明が寄せられた案件のうち53件は16の塩湖に関するもので、28件は塩湖以外の堆積物に関するものであった。ただし、うち7件は塩湖又は本プロセスの対象外地域に関するものであった。

本プロセスには10カ国の企業が参加し、関心表明の16%はコンソーシアム又は企業間のジョイントベンチャーによるものであった。また、注目すべき点は、関心表明が提出された案件の80%以上が、直接リチウム抽出（DLE）技術の使用に関心を示していることである。同技術は、かん水からのリチウム回収を最大化する革新的戦略に位置づけられている。

チリ鉱業省は現在、企業の財務能力、年間生産量の見込み、使用技術、採掘事業の実績、プロジェクトの進捗度など、詳細な分析に取り組んでいる。本年7月中に、鉱業省は国家リチウム戦略に関わる他の省庁と一緒に、本政策の進捗状況を対象地域のコミュニティに報告するとともに、地域住民の意見や懸念を収集するために当該地域を訪問する予定である。そして、8月末には、優先される鉱区の配分メカニズムが発表され、直接影響を受ける可能性があると判断された場合には、それぞれの先住民との協議が開始される。

共同発表でのアウロラ・ウィリアムス鉱業大臣、マリオ・マルセル財務大臣及びCORFOホセ・ミゲル・ベナベンテ副社長の主な発言は以下のとおり。

①アウロラ・ウィリアムス鉱業大臣

ア 88件の関心表明があった。注目すべきは、地質・鉱業庁が入手した情報によれば、ほとんどの関心表明はリチウムの地質学的ポテンシャルが最も高いと思われる地域での案件であるという点。そのうち53件は、地質・鉱業庁が登録している16の塩湖に関する案件であり、28件はその他の鉱床であった。ただし、うち7件は塩湖又は本プロセスの対象外地域におけるものであった。

複数の関心表明が寄せられたことは、わが国のリチウム探査、開発、選鉱が、国際市場において大きな価値を有していることを示している。本プロセスで得られた情報の量と質は、国が民間部門にリチウム特別操業契約を割り当てるプロセスを開始する上でのリチウム鉱床の定義や、これらの契約を割り当てるためのメカニズムの定義に極めて重要である。

②マリオ・マルセル財務大臣

本プロセスには多数の民間企業が参加した。今回発表された結果は、チリ国家リチウム戦略を策定した当時、同戦略を国家活動に焦点を当てたものと見なしてリチウムの国有化さえ口にし、この産業の発展の遅れを主張してきた人々を完全に否定するものとなった。今般、民間部門から、相当数の塩湖に対して、相当数の関心表明が寄せられており、我々が設定した領域の範囲内でプロジェクトを開発する可能性がある。

次のステップに進むためには、法律が要求するすべての要件、特に影響を受ける先住民との協議に従うことが鍵となる。定められた期限を守れば、恐らく来年の4月か5月には、

この手続きで割り当てられるリチウム特別操業契約の明確な定義ができるだろう。

③CORFOホセ・ミゲル・ベナベンテ副社長

非常に重要な点は、リチウム特別操業契約を通じて、塩湖開発という生産活動を超えて、リチウム集約型の商品やサービスにおける価値やサプライチェーン創出機会を提供することだ。CORFOの役割は、このようなサプライチェーンを構築し、雇用を創出し、持続可能性を確保し、先住民を尊重することである。それこそが現政権のモチベーションであり、私たちが『生産的開発の新産業政策』と呼んでいるものである。天然資源が私たちに与えてくれ、それを私たちが良い形で活用することで、国及び地域が連携し、成長に繋げようというものである。

(3) 新たな塩湖でリチウム開発を行う企業の選定方式を決定する：報道

7月10日、当地エルメルクリオ紙は、チリ国家リチウム戦略の枠組みの一環で実施された関心表明プロセスの募集結果について報じた。

本件関心表明の結果を受けて、リチウム担当閣僚委員会は8月、リチウム特別操業契約(CEOL)の付与に係る仕組みを定義する旨を発表したが、専門家は期限を決めるのは性急だとの見解を示している。

約15ヶ月前の2023年4月に政府が発表したリチウム産業の活性化を目指す「国家リチウム戦略」の一環で実施された関心表明プロセスの結果について、昨9日に発表があり、次の段階として、リチウム担当閣僚委員会により、リチウム特別操業契約(CEOL)付与に係るプロセスを定義する旨も発表された。

チリ政府は、アリカ州及びパリナコタ州で8件、タラパカ州で24件、アントファガスタ州で40件、アタカマ州で16件の合計88件の関心表明が寄せられた旨を発表したが、企業名は機密事項であるため明らかにしなかった。このうち53件は、地質・鉱業庁が登録した16の塩湖に関するもの、28件は、その他の鉱床に関するもの、7件は、条件を満たさないため除外された。同関心表明を提出した企業のうち59社がチリ法人であるが、各企業又はコンソーシアムの最終的な受益者という観点で見た場合、その数は変わるとと思われる。チリ法人以外の参加企業は、カナダ11社、オーストラリア4社、スイス4社、米国3社、中国2社、シンガポール2社の他、英国、ドイツ、インドであった。

チリ政府発表での関係閣僚等の主な発言は以下のとおり。

①アウロラ・ウィリアムス鉱業大臣

本件8月中に、鉱業省がリチウム担当閣僚委員会に参加する他省庁やチリ開発生産公社(CORFO)と協力して正式に分析した鉱床に対して、CEOLを割り当てるためのメカニズムを発表する。また、先住民コミュニティが直接影響を受けると判断された場合には、先住民との協議を開始する。

②CORFO ホセ・ミゲル・ベナベンテ副社長

アタカマ塩湖での操業の鍵となる許可に関して、国営企業がアタカマ塩湖に関連して締結しているリース契約とCEOLを同化させるものである。CEOLの考え方は、アタカマ塩湖の現在の開発体制をほぼそのまま維持することであり、これらの契約条項にはチリ国内で付加価値製品を製造する事業者も含まれる。この仕組みは補助金ではなく、付加価値を生み出すためにチリでの投資を行う企業に対し、一定量のリチウムを保証するもの

である。

③マリオ・マルセル財務大臣

本プロセスの結果は、我々の予想をはるかに上回るものだった。多くの面で、私たちが本プロセスに期待していた内容を超えていたと言える。また、当初検討されていたものとは異なるリチウムへの代替案や投資機会を分析する余地も生まれた。来年4月にはCEOの付与が開始される可能性があり、現政権が設定したアタカマ塩湖における3～4件の追加プロジェクトを2026年に終了させるとの目標を上回る可能性を示唆するものである。

専門家の主な見解は以下のとおり。

①ウルズア法律事務所パートナー ダニエル・ウェインSTEIN氏

リチウムに関する法制度には多くの問題点がある。それは同制度が、リチウムが全く使用されていなかった1979年に作られ、45年たった今でも有効であるからだ。

②クラウセン・イ・ベラスコ パートナー カルロス・クラウセン氏

行政の裁量には、合理的で客観的な要素がすべて含まれている。製錬所に関しては、中国にかなり集中していることから、国内で製錬所を設置するというアイデアが評価された。リチウムビジネスは市場が多種多様である点が、他のビジネスとは異なる。地政学的には、製品の買い手以外の競争相手も存在し、アルゼンチンやボリビアなど、非常に近くに強力な競争相手がいることは事実である。

③ファン・カルロス・ジョベット前鉱業大臣

今日に至るまでCEO付与の仕組みの詳細が明らかになっていない。理想的には競争的で透明性のあるものであるべきだ。また、すでに存在する鉱区権者との間で生じる対立を解決するための方法も必要であり、潜在的な利害関係者が、経済的に実行可能な投資を提案できるような柔軟性も必要である。更に、多様な関係者が関与していることから、堂々巡りを繰り返し、時間を無駄にしてしまう。

④ハビエル・クープマン弁護士

本プロセスを急いでいるのは、リチウムブームと直接関係がある。ただし、1年も経過したにも関わらず、未だにCEOの付与方法や付与基準が明確になっていない。つまり、政府は8月にCEO付与の仕組みを決定すると発表したが、どの企業にCEOが付与されるかを決定するには、まだ時間がかかるということだ。このビジネスは非常に特異である。

(4) 中央労働組合との協定に基づく法案の成立：財務省プレスリリース

7月10日、チリ財務省は、中央労働組合との協定に基づく法案の成立について公表した。

チリ議会下院は、チリ政府と中央労働組合(CUT)の年次交渉の枠組みにおいて合意された社会給付の延長法案に関する合同委員会の報告書を全会一致で可決した。本法案は、上院において可決された後、下院において否決されたため、合同委員会において両者の意見の相違を解決するための提案が審議され、上院本会議において全会一致で可決されていた。

本法律は、冬季の電子家族ポケット(BFE)の再開、単身世帯手当(SUF)及び家族手当(AF)の延長並びに石油価格安定基金(PEPP)への財源投入をその内容としている。これにより、これまでは食料品に限られていた電子家族ポケット(BFE)の使用範囲が拡大され、受給者は、同給付金を電気料金の支払いに充てることが可能となる。

マリオ・マルセル財務大臣は、本法案が成立したことを高く評価し、以下のとおり述べた。

①この法律は、単身世帯手当(SUF)と家族手当(AF)の給付を受ける170万人以上の扶養家族、電子家族ポケット(BFE)を利用する120万世帯、そして、特に冬季における全てのパラフィンオイルの消費者に恩恵をもたらすものである。このため、合同委員会の報告書、上院における採決、そして今回の下院における採決の全てにおいて満場一致で承認されたことを大変嬉しく思っている。

②下院議員、特に財務委員会の提案により、電子家族ポケット(BFE)の用途に電気料金の支払いを含めることが可能となった。我々は、特にこの仕組みを管理するBanco Estadoと技術的な協議を行い、Caja Vecinaを通じて手続きが可能であることを確認した。チリ全土には、何千ものCaja Vecinaがあり、そこで公共料金の支払いが可能であるが、今回の法律により電気料金の支払いも可能となる。

本法律の内容は、以下のとおり。

①冬季の3か月間(7月～9月)に、電子家族ポケット(BFE)を再開させ、最も弱い立場にある約40%、120万世帯に直接かつ的確な給付を行う。また、これを電気料金の支払いにも利用できることとする。世界銀行の推計によれば、これまでに電子家族ポケット(BFE)は、2023年5月から2024年4月にかけて実施され、約96%の受給者に行き渡っている。

②単身世帯手当(SUF)と家族手当(AF)の金額を4.5%再調整し、より多くの受益者をカバーするため、後者の枠を8.7%増加させた。

・月収が58万6,227ペソを超えない受益者：1回につき2万1,243ペソ

・月収が58万6,227ペソを超え、85万6,247ペソを超えない受益者：1回につき1万3,036ペソ

・月収が85万6,247ペソを超え、1,33万5,450ペソを超えない受益者：1回につき4,119ペソ

③同様に、単身世帯手当(SUF)の受益者が、正規の給与所得者に転職した場合、2年間は同額の給付を維持できるようにすることで、雇用の正規化へのインセンティブを確保した。

④また、国産パラフィンオイルの価格を、1リットル当たり1,050ペソ程度(首都圏における過去の平均値)に維持できるよう、2024年12月までに2,500万米ドルを石油価格安定基金(FEPP)に投入することとした。これは、冬季に発生するパラフィンオイル需要の増加に対応するための措置である。

(5) 管理計画によるサーモン養殖事業への影響の懸念：報道

7月15日、当地エル・メルクリオ紙は、管理計画によるサーモン養殖事業への影響の懸念を報じた。

新たな不確定要素が、サーモン養殖業界に警鐘を鳴らした。同業界の関係者は、マガジャネス州、特に保護区において、同州のチリ国家森林公社(Conaf)が作成した管理計画の草案により、サーモン養殖の将来的な発展が脅かされると断言している。

Conafは、カウエスカル国立保護区の最終的な管理計画をまとめるため、先住民の協議に提出する草案を作成した。これは、生物多様性・保護地域サービス(SBAP)を設立した法律の枠組みであり、同法第71条では、全ての保護区は管理計画を持たなければな

らないとしている。

サーモン養殖業者は、この草案を同国立保護区での事業活動に対するリスクと捉えている。この草案に対する主な懸念は、国立保護区における現在のコンセッションの更新と新たなコンセッションの付与が不可能になると考えられる点である。サーモン養殖業界団体であるSalmonChileのクレメント会長は、もしこの案が適用されれば、マガジャネス州のサーモン養殖産業は消滅するだろうと述べた。

マガジャネスサーモン養殖事業者協会のおデブレ会長は、保護区の260万haのうち、サーモン養殖コンセッションが占めているのは0.04%に過ぎないという事実にもかかわらず、管理計画は、この地域における活動の特殊性を少しも分析することなく、サーモンの養殖が保護目標に対する脅威であるとしていると述べ、このような状況は、サーモン養殖産業の将来にとって大きな打撃となり、コンセッションの更新や申請中の事業の継続を妨げるものであると批判した。

また、同氏は、この管理計画が実現した場合、この地域への経済的影響は多大なものになると強調し、この分野への新規投資はなくなり、マガジャネス州での操業は徐々に閉鎖される方向に向かうことにより、サーモンに関連する同州の輸出額6億米ドルの収益、約4,000人の直接雇用、地域のサプライヤーに分配される1億米ドル以上に影響を与えることになる述べた。

また、第2期バチエレ政権時の水産次官であるベラサルセ氏は、この種の措置はチリのサーモン養殖の成長に対する不安を深めるものであり、カウエスカル国立保護区のような場所でのサーモン養殖を明らかに望んでいないと思わせるような政府の行動やイデオロギイ的な要素があると述べた。さらに、我々は国家レベルでより多くの投資と成長が必要だと話しているが、少なくともマガジャネス州では、Conafはサーモン養殖活動を排除するために行動していると批判し、不確実性があれば投資は行われないうことが真実であり、このような状況では、世界第2位のサーモン生産国が、その地位を維持したり、1位を目指したりするのは難しいと指摘した。

一方、マガジャネスサーモン養殖事業者協会のおデブレ会長は、新しく創設されるSBAPがこれらの地域の管理計画を担当するのを待つ必要があると指摘した。同氏は、現在Conafが管理する保護区は、まもなく新しく設立されるSBAPに移管され、管理計画はこの新しい組織の管轄となり、管理計画の策定には新たなルールが設けられることになる述べた。

(6) 種子の輸出増加と課題：報道

7月15日、当地エル・メルクリオ紙は、チリにおける種子の輸出増加と課題を報じた。

輸出用種子の生産に認定された17,000ha以上の畑を持つチリは、北半球に種子を供給しており、世界の農業において重要な役割を担っている。さらに、国内市場向けにも4,000ha以上の認証種子の畑がある。

国や地域経済の収入源としての種子部門の影響は大きく、昨シーズンの輸出は大幅に増加した。全国種子生産者協会（Anpros）によると、昨シーズンの輸出額は4億5,000万米ドルで、前シーズンより23%増加し、過去7年間の比較的安定した輸出傾向を打ち破った。

種子の輸出で最も顕著な増加のひとつは野菜で、2023年には年間27%増の2億900

万米ドルの輸出額に達した。チリは現在、南半球の主要輸出国であり、野菜種子の世界第4位の供給国となっている。

他方、種子産業にとっての課題も大きい。Anprosのシンドラー会長は、種子産業や多くの農産物輸出産業の競争力は、現在、地政学的、物流的、国際的要因によって脅かされていると述べている。これに加えて、種子産業の人件費の高騰もある。このため、競争力の向上が業界の持続可能性のカギを握っている。

チリ農業省農牧庁(SAG)によると、最新のデータである2022-2023年シーズンには、輸出向けと国内市場向けの両方を含め、チリで21,805haの種子生産が登録された。首都圏州からアラウカニア州に至る地域が種子の主生産地で、その中でもマウレ州では8,179haが登録されており、種子生産の中心地となっている。野菜種子が収入の大部分を占めているが、面積では菜種(6,795ha)、トウモロコシ(6,030ha)、マリーゴールド(4,035ha)が上位を占めている。

しかし、どの地域でも共通しているのは、他の作物よりも厳しい技術レベルを持つ農家が求められているということである。ニュブレ州の種子農家であるスミス氏は、種子生産は専門分野であり、それに携わる人々はより専門的になっていると言う。例えば、トウモロコシの種子は全て生産性の高いハイブリッド品種であるが、植物が自家受粉しないようにしなければならない、農家にとっては技術的に大きな挑戦である。

さらに、種子農家は、花粉の放出と受精の可能性が一致するようにトウモロコシを播種しなければならない。スミス氏は、この仕事のおかげで、チリはその品質が国際的に高く評価されているが、農家には大変な重労働であり、労働者を見つけるのがますます難しくなっていることを考慮しなければならぬと述べるとともに、種子農家が、この部門のルールを決める上で、より大きな発言力を持つことが必要だと付け加えた。

また、バルパライソ州で有機野菜の種子を生産しているリラ氏は、去年はニンジンの種子の生産量の半分近くを野生鳥獣による被害で失ったと述べ、農薬や野生鳥獣に対する薬品の使用制限のため、多くの作業が必要となりコストが上がると説明した。

チリの種子生産業界は、競争力を高める方法を模索している。一つ目の課題として、チリで種子を採取してから北半球の新シーズンで使用するまでの日程は非常に近いいため、物流が重要となる。Anprosのシンドラー会長は、輸出先黒までの距離が遠いチリにとっては、物流は、優先順位の高い問題の一つであると説明し、最近の海上輸送費の高騰がチリに与える影響を目の当たりにし、特に、効率的に稼働する港湾インフラの必要性を痛感していると述べた。

また、シンドラー会長は、もう一つの課題として、種子生産に係る規制が輸出が成立しなくなるような過剰なものではなく、常に科学に基づいた生産する意味を考慮したものであることを保証することであることを挙げた。種子産業では、必要な人数を確保することがますます難しくなっている。同氏は、人々にとって魅力的な仕事を得るためには、適切な条件を整える必要があるが、同時に、農作業の意欲を削がないような規制や法律の枠組みを伴うものでなければならないと指摘した。

Anprosによると、2024-2025年シーズンの作付面積はまだ確定しておらず、大半の作物は多くの経済的・生産的要因に左右されるという。シンドラー会長は、我々は、世界の需要に応えられる規制の枠組みにより、種子生産面積を増やし続けることが可能となることを望んでいると述べた。

(7) 賃金平等に関する法案の発表：労働・社会保障省プレスリリース

7月19日、ジャネット・ハラ労働・社会保障大臣及びアントニア・オレジャーナ女性・ジェンダー平等大臣は、労働市場における女性の不利益となる賃金格差に対応することを目的とした賃金平等に関する法案を発表した。

モネダ宮殿文化センターにおいて行われた催しには、ミCHEL・バチエレ元大統領も同席し、男女同一賃金の原則を適用するために、労働法を改正する法案に行政府が導入する予定の主要な要素が発表された。この催しには、企業、財団、労働組合、労働者団体、市民社会、立法府、行政府の代表者など約300人が出席した。

出席者の主な発言は、以下のとおり。

① ジャネット・ハラ労働・社会保障大臣

男女の賃金格差は、世界中に存在する問題であり、その多くが世帯主である女性の収入を得る能力に多大な影響を及ぼしている。また、給与が低いために多くの女性が直面する貯蓄の低水準は、社会保障の問題としても表れている。これは、私たち全員を必ず巻き込む課題であり、国会において速やかに対処されることを望んでいる。この問題の背景には、人々の貢献、価値及び働きが、差別に基づいてではなく、その人自身の長所として認められるべきであるという非常に基本的な要請がある。

② ミCHEL・バチエレ元大統領

競争条件を公平にすることは、私たちが歴史的な不公正を正すとともに、女性だけでなく、男性や全ての人のため、そして将来の世代のために、より明るく持続可能な未来に向けた投資をすることに繋がる。

③ アントニア・オレジャーナ女性・ジェンダー平等大臣

賃金の公平性は、単に金銭的な問題ではなく、女性の尊厳と労働の承認に関わる問題である。チリにおける女性の賃金の公平性の要求は、1906年までさかのぼることができる。これまでに重要な措置が取られてきたが、未だに男女間に25%の格差がある。実際に、女性が学べば学ぶほど、専門性を身につければつけるほど、資格を取得すればするほど、格差は拡大し、チリの発展と生産性に悪影響を及ぼしている。

チリ国家統計局(INE)が実施した最新の補足所得調査(ESI)においては、以下の結果が示されている。

- ① 平均所得について、男女の賃金格差は25.5%となっており、女性の方が不利である。
- ② 2024年3～5月期のチリ国家統計局(INE)の失業報告によると、労働市場への参加に関して、19.2ポイントの格差があり、女性の方が不利である。
- ③ 教育レベルが高いほど、男女間の賃金格差は大きくなる。例えば、大学院卒の場合、労働1時間当たりの平均賃金格差は23.8%、大学卒は22.1%、技能学校卒は18.9%、中等教育卒は13.8%、初等教育卒は11.7%である。
- ④ 給与所得者の時給について、労働者数に応じた企業規模別に男女格差を集計すると、最も格差が大きいのは大企業(200人以上)である。そこには、21.4%の格差があり、女性の方が不利である。

本法案によって導入される主要な要素は、以下のとおり。

- ① 同一労働同一賃金の原則：同一価値の労働に対する男女同一賃金の権利が認められ、国際労働機関(ILO)100号条約などの国際基準に沿ったものとなる。

②手続：苦情処理手続は改善され、労働総局と司法裁判所の役割が定められる。後者は、労働者又は監督当局の苦情に基づき、差別から生じる基本的権利の侵害事例を審理することが求められる。また、企業に存在する内部手続は、労働者が利用できる追加的な手段となる。

③昇進対策：職務の評価、平等計画の策定及び平等賃金委員会の設置を通じて、平等原則を達成するための対策が盛り込まれる。これらは、大企業に焦点を当てた措置であるが、中小企業においても発展のためのインセンティブがある。

④格差報告書：評価の実施を義務づけられた企業について、格差報告書が作成され、競争規則及び労働者の個人情報に影響を及ぼす可能性のある全ての情報が保護された上で公表される。これにより、国内の実態と比較して低い格差を維持している企業にはインセンティブが与えられ、労働条件を改善することに繋がる。

⑤労働総局の役割：労働総局は、法律の考慮要素を踏まえて定められた規則に基づく評価方法の適用に関する手引きを提供することが期待されている。さらに、労働総局の調査部門は、国内の賃金格差の実態に関する地域別、部門別の調査を作成し、高等労働審議会のような公共政策の作成に関与できる機関へのインプットとして情報提供を行う。

(8) チリ政府、リチウム及び塩湖研究に60億ペソを拠出：経済・振興・観光省プレスリリース

7月22日、経済・振興・観光省は、リチウム及び塩湖研究に対する60億ペソの助成事業対象となる10プロジェクトを選定した旨のプレスリリースを発出した。

チリが今後3年間で資金提供するリチウム及び塩湖に関する様々な研究のテーマには、①持続可能なリチウム生産のための先端技術、②バイオテクノロジーの可能性特定、③産業による地域社会への影響、④電池リサイクル、⑤電子廃棄物からのリチウム回収などが含まれる。

科学・テクノロジー・知識・イノベーション省が昨年11月、2024年の特定研究分野をリチウム及び塩湖とし、10件のプロジェクトにそれぞれ6億ペソを拠出すると決定したとおり、より環境に優しい経済のための研究開発に対する公的資金であるDPS（持続可能な生産開発）プログラムの一部は、国家リチウム戦略のための科学的根拠収集に利用することができる。

今般の研究プログラム選定は、ポリッチ政権がこの戦略的分野の発展のために推進してきた包括的なアプローチに基づくもので、科学・テクノロジー・知識・イノベーション省が企画し、DPSプログラムから資金提供を受けている。国内専門家支援の主要目的の一つには、チリでの需要の高まりを踏まえ、リチウム分野の知識を有する専門家をより多く養成することが挙げられる。これはまた、国家リチウム戦略の主要部分である公的リチウム・塩田技術調査研究所（ITIP）の将来に向けた前例となる。アントファガスタ州とアタカマ州に建設予定のITIPは、チリにおけるリチウム産業の研究と持続可能な開発において卓越した研究所となるものと考えられ、今般採択された10の研究プロジェクトの成果は、その知識基盤の一部を形成することになるであろう。これら研究開発は、国家リチウム戦略を前進させ、リチウム産業の研究と持続可能な開発のための十分な知識を確保するだけでなく、著しい科学的進歩を約束するものであり、保護塩湖ネットワークの構築、制

度枠組みの近代化、アタカマ塩湖での生産活動への国の関与といった目標に沿ったものである。

23件の提案から選定された10件に対しては、人件費、運営費、設備費、備品費、一般管理費等として最長3年間、資金が供与される。具体的なプロジェクト概要は以下のとおり。

- ①リチウムイオン電池の持続可能なリサイクルのための技術革新（カトリカ・デル・ノルテ大学）：リチウムイオン電池の持続可能なリサイクル技術の開発及び使用済み電池からの重要物質の回収
- ②塩湖生態系～バイオテクノロジーの応用可能性及び主要環境影響の特定（アントファガスタ大学）：塩湖に生息する微生物に関する知識の整理、並びにこれら微生物の自然及び人類への活用用途の検討
- ③電気電子機器廃棄物からのリチウム回収のための微生物利用（カトリカ・デル・ノルテ大学）：リチウムに耐性があり処理能力のある微生物を研究し、採鉱におけるグリーン・テクノロジーへの応用を探る。
- ④リチウム産業の多様化（アタカマ大学）：リチウム含有ブラインからの高効率リチウム抽出のためのイオン交換物質に係る調査
- ⑤リチウム社会技術（カトリカ・デル・ノルテ大学）：塩湖からのリチウム抽出・加工技術に関する社会環境地域評価モデルの開発
- ⑥リチウムオフサイトの地政学（カトリカ・デル・ノルテ大学）：リチウム生産の影響を受ける地域の社会的・物質的変容と、塩湖外コミュニティへの影響把握
- ⑦塩湖からのリチウム塩及び誘導体の持続可能な生産に係る先端技術開発（カトリック大学）：特許取得技術に基づくリチウム直接抽出法の開発
- ⑧アンデス塩湖観測（デサロージョ大学）：アタカマ地域の湖、干潟、湿地帯における地質学的・生物学的多様性に関する詳細研究
- ⑨アンデス塩湖におけるリチウムの時空間動態の把握（コンセプション大学）：塩湖のリチウム動態及び分布の研究による地質学的、水文学的及び生物学的なプロセス間の相互作用の検証
- ⑩アタカマ砂漠及びアンデス山脈の塩水系観測（マヨール大学）：環境変化や産業活動による塩湖の生物多様性及び機能に及ぼす影響を理解するための長期的観測

（9） 2024年上半期の漁獲量の減少：報道

7月24日、当地エル・メルクリオ紙は、2024年上半期の漁獲量の減少を報じた。

チリ経済・振興・観光省水産次官官房（Subpesca）による最新の部門別報告書によると、産業及び零細漁業からなる漁業部門の今年6月の水揚げ量は、合計146万トンで2023年の同時期と比較すると11.5%の激減となった。この現象は、特定の魚種に影響した気候上の理由と、いくつかの魚種の不足が要因の一部と考えられる。

Subpescaの報告書によると、カタクチワシの本年6月までの水揚げ量は前年同月比27.2%減の161,100トンであった。これについて全国漁業協会（Sonapesca）は、3年前に漁船団が5マイル圏内に入ることを禁じた裁判所の判決により、2年連続でチリ北部ではカタクチワシを漁獲していないことが関係していると指摘した。また、サーディンの漁獲量は同期間に75.3%減少し、合計9万トン強となり、メルルーサの漁獲量は14,000トンで

10%減少し、キングクリップ(congrio dorado)は36.2%減少した。

約6万人の零細漁業者を代表する全国漁業遺産保護協議会(Condepp)のコルテス会長は、ビオビオ州ではサーディンの水揚げが昨年より60%減少し、この部門の労働者に経済的な問題を引き起こしており、これは水温の変化、魚種の回復の遅れ、そして当局による禁漁期間の設定が不適切なものだったことが原因であると指摘し、現状を経済省へ訴えたと述べた。また、同氏は、小規模漁業者に影響を及ぼしている経済的問題と、このような事態が発生した際に漁業部門を保護する社会基盤がないことを強調するため、来週からデモが開始されるだろうと述べた。

他方、ビオビオ産業漁業組合の持続可能性マネージャーであるレイバ氏は、サーディンとカタクチワシの場合、健全な資源であるにもかかわらず、今年最初のシーズンでは気候的な理由からこの地域での供給量が少なく、水揚げが大幅に減少したと述べた上で、2024年上半期の漁獲量が全国で11.5%減少したにもかかわらず、主にチリの中南部地域で最も重要な魚種であるアジの水揚げが増加したことにより、ビオビオ州の産業漁業の収支は、プラスになったと説明した。Subpescaの報告によると、6月時点でのアジの水揚げ量は761,300トンで、2023年上半期を11.5%上回っている。レイバ氏は、我々の漁業は健全で、資源が回復し、持続可能性が証明されていることを示すことが重要であると述べ、アジ漁の適切な管理は、漁獲枠の漸進的な増加をもたらす、漁業の回復に影響を及ぼしていると強調した。

税関のデータに基づきSonapescaが作成した輸出統計によると、2024年上半期の漁業及び小規模養殖業の輸出額は11億9,150万米ドルで、前年同期比2.7%減少し、数量ベースでは0.6%の減少で、合計566,369トンであった。6月の冷凍アジの輸出量は7%減の220,000トンで、金額ベースでは4%の減少となった。このほか、輸出額が減少したのは、冷凍・調理ムール貝、缶詰・調理済み魚介類、乾燥海藻、濃縮魚油であった。一方、魚粉は16%、魚の缶詰は27%輸出額が増加した。

(10) 厳しい財務状況下でのCODELCOに開かれた新規事業：報道

7月24日、当地エル・メルクリオ紙は、エル・アブラ銅鉱山の拡張プロジェクト決定に対するチリ銅公社(鉱山の株式49%を保有)の動向等について報じた。

チリ銅公社(CODELCO)は、今後10年間で、主要銅鉱山の拡張事業だけでも約400億米ドルの投資が必要であるが、同公社の負債は200億米ドルを超える。エル・アブラの拡張事業は、減少している生産量を補うことにはなるものの、CODELCOは、同公社が有する同鉱山の49%株式の希薄化を避けるために約37億米ドルを投資しなければならない。今般の発表は、CODELCOが生産量の低下や、大幅な作業遅延・コスト超過が生じている拡張事業の実施に苦心している状況下で行われた。

エル・アブラ銅鉱山拡張プロジェクトへの投資という課題に直面したCODELCOは、対応を検討している。1つの選択肢は、エル・アブラ社の所有権の一部を失う形となる株式の希薄化である。もう1つは、CODELCOがエル・アブラ銅鉱山への出資比率に見合った追加出資を行うことであるが、この選択肢はここ数ヶ月議論されているものの、上手く進んでいない。

CODELCOの戦略軸のひとつは、リオ・ティント社、アングロ・アメリカン社、フリーポート・マクモラン社などの大手鉱山会社と提携して開発を進めることである。アタカマ塩湖でのS

QM社との提携により、2025年からリチウム事業への参入予定である他、マリクンガ塩湖でのプロジェクト開発のためのパートナー企業も積極的に探しているため、前述の大手鉱山会社に、SQM社や今後マリクンガ・リチウム・プロジェクト開発に参画することとなるパートナー企業加わることになる。

更に、ケブラダ・ブランカ銅鉱山のチリ鉱業公社（ENAMI）の保有株式10%の買収も検討しており、今週開催されるCODELCOの取締役会で討議予定である。

CODELCOとフリーポート社が協議したもう一つの課題は、CODELCOが推進する北部地区の海水淡水化プラント建設プロジェクトの共同実施であったが、エル・アブラ銅鉱山拡張プロジェクトと海水淡水化プラント建設プロジェクトの各開発時期が相違していることから、合意に至らなかった。

（11） 税務コンプライアンス法案の進捗状況：報道

7月25日、当地紙ディアリオ・フィナンシエロは、税務コンプライアンス法案の進捗状況について報じた。

7月24日、政府と上院財政委員会は、納税者の税務コンプライアンスを強化する法案について、停止されていた処理を再開することで合意に達し、この結果、同法案は、翌週の上院本会議において審議される見通しとなった。この法案は、いわゆる財務協定の核心部分であり、少なくとも当初の草案では、国内総生産（GDP）の1.5%を税収に上乗せすることに繋がるものであったが、今後の審議を通して必要な修正が施されることになる。

マリオ・マルセル財務大臣は、この合意により、8月から9月にかけて本法案を議会において処理することが可能となり、2025年の予算編成前に法案を提出するという目標を達成する見込みが立ったと評価した。また、マルセル大臣は、上院財政委員会の冒頭において、今回の合意の詳細を説明するとともに、2022年4月に実施された社会的対話の内容に沿った新しい税制の原則、当事者間での合意、より詳細な分析が必要な事項及び政府財政への影響という4つの軸を明らかにした。

今回の合意においては、内国歳入庁（SII）に関して、以下のとおりガバナンスの変更等に係るコンセンサスが得られており、これに基づき同庁長官の権限縮小などの一連の調整が行われることになる。この点は、財務省の顧問と上院議員による技術委員会の枠組みにおいて分析がなされる予定である。

- ①運営と組織の両面を強化し、政府や私的利益からの独立性を強化する構造とプロセスを持つ技術的な機関とすること。
- ②意思決定を行う役職に任期の上限を設けること。
- ③経営目標を設定し、その達成度を評価する手段として、業績協定を効果的に使用すること。
- ④外部の合議体を設置した上で、内国歳入庁（SII）の監査戦略に対して意見を提出し、その実施状況を評価し、同庁が解釈権を行使して策定した通達の合法性を拘束力のある方法で見直すこと。
- ⑤重要な組織に関する決定を、非個人化すること。
- ⑥公正性と透明性に関する新たな規則を導入すること。
- ⑦国民に対するより高い説明責任に関する基準を取り入れること。

今回の合意には、非合法との闘い、租税犯罪の一覧の強化と近代化といった税回避

の防止に関する規制を進めるための項目も含まれている。また、より詳細に時間をかけて分析する必要がある事項に留意しつつ、本法案が対象とする当面の課題の検討を通じて、税務当局と財務省が果たすべき役割の強化に取り組むことについても合意がなされた。

さらに、新しい税制に関する以下の8つの原則が明示されており、この中には、税負担が市民から「公正かつ比例的」とであると認識されるべきであることが含まれる。その他、非合法との闘い及び租税犯罪の訴追の強化は、最低条件の一つである。

- ①すべての納税者にとって、明確・簡素・公平なルールを持つ法的枠組みを確立し、合法性・適法性の原則の枠内で税務コンプライアンスを促進する。
- ②法律で定められた納税義務が、市民から公正かつ比例的なものであると認識されるようにする。
- ③断固として脱税と闘い、現行規制に則さず活動する者の正式な手続を奨励し、租税犯罪の捜査と訴追を可能にする規則を強化する。脱税を思い留まらせ、効率的なメカニズムによって効果的に取り締まることを可能にする。さらに、税務における現代的な刑事犯罪を構想することで合意している。
- ④租税制度の水平的・垂直的公平性における歪みとなっている租税回避に対応する。租税回避に対抗するためのメカニズムは、合法性、適法性、適正手続、客観性等の保証を保護するものでなければならない。
- ⑤徴税機関は、客観性・独立性・非政治性・効率性において非常に優れた機構とプロセスの下で運営され、税務コンプライアンスを向上させるのに役立つ技術的ツールを備えるべきである。
- ⑥納税者オンブズマン(DEDICON)は、その設立目的を効果的に果たすことができる権限と資源を持たなければならない。
- ⑦行政手続と司法手続の双方において、税務分野における適正な手続が取られるように規則を遵守させる。
- ⑧公共支出の効率性を大幅に改善し、互惠性を確保し、効率性の向上を恒久的なものとする。

また、合意においては、制度の移行によって達成される増収の見積もりを更新することが規定されており、これは当初見込まれていたGDPの1.5%という数字が調整されることを意味する。増収によって得られる財源は、ユニバーサル保証年金(PGU)の財源と教育施設における取組を通じた犯罪防止に重点を置いた青少年への社会的支援を含む治安への投資に充てられる。なお、託児所、保育所及び保健所の整備については、財政協定以外の仕組みや新たな財源によって賄われることになる。また、財務省は、OECDの報告書における試算よりも困難な年間の歳出削減目標を約束し、GDP比0.2%(同報告書ではGDP比0.11%~0.13%の範囲)を目指すこととした。

さらに、マルセル財務大臣は、所得税改革法案に関しては、税務コンプライアンス法案の承認後に進めることを確認した。また、税務コンプライアンス法案の法制化によって、所得税改革法案によって必要となる歳入が減少することを確認した。当初の案では、同法案によってGDPの0.6%の増収を得ること目標としていた。

上記のコンセンサスが得られた措置の他に、技術委員会によって定められる別の項目も存在する。例えば、現行の司法手続をより迅速化することに重点を置いた銀行機密の

解除の緩和、一般租税回避規則の行政適用、匿名の内部告発制度の創設等である。銀行秘密の緩和と匿名の内部告発制度については、税務及び組織犯罪捜査の枠組みにおいてのみ適用されることが提案されている。合意では、技術委員会における作業によって、法案から削除される提案、他の法案に移される提案、修正される提案及び審議の投票によって決議される提案を区別することが可能になるとされている。

(12) ラフケンチ法をめぐる産業界の懸念：報道

7月28日、当地エル・メルクリオ紙は、ラフケンチ法をめぐるサーモン養殖業をはじめとした各産業界の懸念を報じた。

2008年2月、約3年にわたる議会審議を経てラフケンチ法が公布され、沿岸海洋先住民地域(Ecmpto)という概念が創設された。これは、第三者の権利が存在しないことを条件に、先祖代々その海域を利用してきた先住民のコミュニティや団体に管理が委ねられる限定された海域のことである。発効から16年が経過した現在、この法律は、生産分野だけではなく政界においても論争を引き起こし、大きな関心を呼んでいる。

調査団体Pivotesの経済学者、シエルペ氏は、この問題について説明するため例を挙げ、Ecmptoは海岸線の端から12海里までをカバーすることができるが、チリ南部のプエルト・モン市では、現在、市の中心部周辺を含む沿岸部54,000haもの海域に対してEcmptoの手続きが進められていると述べている。

チリ社会開発・家族省先住民開発庁(Conadi)は、この法律を高く評価している。Ecmptoの手続きでは、経済・振興・観光省水産次官官房(Subpesca)が申請書を受領し、これを承認した後、Conadiが先住民の慣習的利用を認定する責任を負う。Conadiのモラレス長官は、ラフケンチ法は、歴史的に海岸線とその資源を利用してきた沿岸先住民の権利を大きく前進させるもので、零細漁業を含む様々な活動や地域的利用の調和を可能にするものだとして述べ、これは、所有権ではなく管理権であり、構成された権利に影響を与えないと強調している。

また、このプロセスには、知事を委員長とし、20以上の地方当局で構成される沿岸地域使用委員会(Crubc)等、他の公共機関も関与し、Ecmptoを承認または却下する。モラレス長官は、Conadiの報告書は宣言的なもので権利を決定するものではなく、このような手続きによって、申請地域における様々な利害を調整することが可能になると説明する。

Conadiによると、現在までに24のEcmptoが承認されている。当初の申請面積741,998haのうちConadiが54.9%を認定し、最終的に申請面積の28.5%(211,610ha)が承認された。承認されたEcmptoはすべてマプーチェ族のコミュニティが申請したもので、ビオビオ州(3)、アラウカニア州(1)、ロス・ラゴス州(20)の地域に位置している。このほかにも数件が申請中で、その総面積は承認された面積の約16倍となっており、Conadiによると、現在81件、合計3,272,000haの申請が保留中で、さらに11件がSubpescaの承認を待っている。

この状況は、様々な経済活動の発展を妨げるとして、民間部門から批判されている。Ecmptoの申請は、海岸線における他のコンセッションの申請よりも優先されるためである。つまり、この法律が適用された申請が提出された時点で、Ecmptoとして申請された全てまたは一部を対象とする海岸線の使用に関する他のいかなる申請も、承認可否の決定が

下されるまで直ちに停止される。停止されたままの申請は、サーモン養殖、観光、港湾開発、海水淡水化プラント等に利用される可能性があることから、Pivotes社のシエルペ氏は、経済プロジェクトの開始が遅れたり、妨げられたりする原因となっていると言う。

さらに状況を悪化させているのが、処理期限を守らないことである。シエルペ氏は、規則ではEcmptoの申請期間は1年程度と規定されているが、実際には平均6年かかっており、海岸線における全ての活動を阻止する投機的な手段となっていると批判する。また、Crubcの機能についても議論がある。同氏は、Crubcが1ヶ月以内に承認か却下かの決定を出さなければ、Ecmptoは承認されたとみなされるため、承認される可能性は非常に高いと述べている。

Ecmptoの申請の95%以上は、ビオビオ州から南に位置しており、最も影響を受ける部門の一つが水産養殖である。シエルペ氏は、申請中の1,500の水産養殖コンセッションのうち、全体の35%に当たる519がラフケンチ法により一時停止されていると述べ、ロス・ラゴス州のGDPの18%がサーモン養殖であることを考えると、この法律による潜在的な影響は州のGDPの5分の1に相当すると指摘している。

養殖業界は警戒を強めている。サーモン養殖業界団体であるサーモン協議会のセゲル事務局長は、この規制の実施によって、多くの抜け穴や弱点が明らかになり、法的な確実性がないため投資を阻害しており、複数の解釈が可能で、それが悪用につながると警告している。また別の業界団体であるSalmonChileのクレメント会長は、管理区域内の零細漁業は124,000haである一方、ムール貝の養殖コンセッションは10,600ha、サーモン養殖コンセッションは15,000haに過ぎず、これらの数字は、Ecmptoがこの法律の枠組みで要求されているものと明らかに不釣り合いであることを示していると述べるとともに、新しいコンセッションに影響を与えるだけでなく、合計約300に及ぶコンセッションの移転や合併のプロセスもこの法律によって妨害されていると非難している。

Pivotesの調査によると、ラフケンチ法のために手続きが中断されている海事コンセッションの申請はチリ全土で897件あり、このうち733件はロス・ラゴス州で、全体の82%を占めている。同社のシエルペ氏は、鉱業、港湾、海水淡水化プラントなど、操業に海岸線の利用を必要とする様々な経済部門のプロジェクトが潜在的に含まれている可能性があるため、この種の申請が停止されることが最も懸念されると警告する。

海水淡水化業界もこの懸念を認識している。チリ海水淡水化協会のパラシオス副会長は、海事コンセッションは海水淡水化プラントの開発にとって重要な許認可の一つであるため、北部にあるチャンゴ族からのEcmpto申請によりコンセッション付与が凍結された場合、その申請期間が更に延長されるおそれがあり、その場合約66億3,000万米ドルの投資に相当する、同地域の30以上のプロジェクト開発が危険にさらされることになるかと指摘する。

鉱業協議会のビジャリノ会長も鉱業部門の潜在的なリスクについて指摘しており、チリ南部での問題を踏まえ、我々はチャンゴ族など北部の先住民からのEcmptoの申請の推移を注視していると述べ、多くのインフラ、海水淡水化プラントや港湾が建設され、あるいは建設される予定であり、先住民による沿岸地域の排他的利用を認めるこれらの宣言によって影響を受ける可能性があるかと述べている。

また、港湾部門について、海事・港湾会議所のフェルナンデス会頭は、この法律は、公共及び私有港湾に付与された海事コンセッションの更新に明らかに影響を与える可能性

があるため懸念していると述べ、チリ観光企業連盟（Fedetur）のサラケット会長は、この規制は、沿岸地域の様々な生産部門の経済発展を妨げ、投資を抑制し、地域社会に影響を与える道具として使われており、これには観光業も含まれると指摘している。

政治の場では、法改正の必要性について意見が一致している。Subpescaは、我々は水産業の監督官庁であり、この法律は我々の管轄範囲を超越し他の機関に参与しているが、我々の役割は、これまで見られたような緊張が将来的に生じないように、各部門の懸念を提示することであるとし、我々の責任である内部手続きを見直し、規制当局のレベルで実施可能な改善点を分析していると述べている。

また、上院の海事・漁業・養殖委員会では、規制の見直しが議論されている。カルバハル上院議員は、申請された区域を正しく区切り、沿岸地域で開発されている他の用途と慣習的利用を両立させるための調整を導入することが重要であると強調し、委員長のエスピノサ上院議員もこれに同意し、私たちは、処理期限を守らない機関に対してより大きな要求をし、法律を犠牲にして私利私欲を満たそうとする者を罰する必要があると述べた。

民間の業界は、Ecmpoの承認要件と要求事項を増やすこと、申請面積を制限すること、他のコンセッションの申請を一時停止できる期間を最長1年に制限すること、積極的な行政上の沈黙をなくすことを提案している。

一方、Pivotes社は、チリが署名したILOの協定によると、この法律を変更するには先住民との協議を含めなければならないが、この協議は複雑であり、現在このような協議の手続きには2年以上かかっていると指摘している。

（13）チリ政府が首都圏での停電に対してENEL社のライセンス失効手続き開始：

エネルギー省プレスリリース

8月7日、ガブリエル・ボリッチ大統領及びディエゴ・パルドウ・エネルギー大臣は記者会見において、サンティアゴ首都圏の一部地域で続く停電に関連して、配電事業者による重大かつ許容できない違反が存在すること、それを踏まえて、ENEL社（伊大手電力会社）のライセンス失効に向けた事務手続きを開始した旨を発表した。

マヌエル・モンサルベ内務次官及び各関係省庁の次官が参加した国家防災対策庁（SENAPRED）での会議後、パルドウ・エネルギー大臣は、ガブリエル・ボリッチ大統領によるエネルギー省へのライセンス期限の見直し要請を受け、本プロセスを開始したと発表した。

エネルギー省によると、（ENEL社への）最終通告では、8月8日中に2万人の顧客に電力供給するための復旧計画を実施することを要求している。

ボリッチ大統領の主な発言内容は以下のとおり。

- ①政府は、国民生活に必要な不可欠なサービスを維持する責務を果たすため、企業に対して断固たる行動を取ると同時に、社会に不可欠なサービスの確保を担当してきた。
- ②政府は常に国民を中心に据えているが、先週の木曜日（8月1日）以降、数千人の国民が電力の供給途絶により深刻な状況に直面している。これは政府として容認できるものではなく、企業として極めて無責任である。
- ③サンティアゴ首都圏で配電事業を実施する2社は自らの義務を果たし、1日から未だに停電が続いている何千もの家庭への電力復旧に対応することを要求する。

④両社は重大かつ許しがたい計画不履行などの違反行為を行っており、緊急事態の解決に向けた約束を遵守していない。配電事業者はこの種の事態発生を避けるための事前投資を実施すべきである。配電事業者は自分達の責務さえ果たせていない。

パルドウ・エネルギー大臣の主な発言内容は以下のとおり。

- ①ライセンス失効手続にはいくつかの段階がある。第一段階は条件付の最終通告であり、一定期間内に達成すべき要件が設定される。
- ②過去2回の復旧計画は達成されなかった。3度目はあり得ない。この計画は24時間毎に分割されており、明日（8月8日）までの24時間以内に2万人の顧客に対して電力供給されない場合は、次の段階である訴訟段階に移行することになる。
- ③また、ENEL社とは別の配電事業者であるCGE社（中国国家電網会社が97.145%保有）に対しても、電力供給の復旧に係る規則違反で起訴した。
- ④CGE社は、首都圏の一部地域に影響を与えており、特にオヒギンス州では、電力供給の復旧ペースが上がっていないことが非常に懸念される。
- ⑤（7日朝にENEL社が発表した声明に関して、）ボリッチ大統領が以前行った呼びかけを考慮していない。
- ⑥われわれの懸念は、配電事業が機能していないことに加えて復旧作業が進んでいないにも関わらず、顧客に対して電気代の支払いをどのように求めるつもりなのかということである。顧客である国民と電力会社との暗黙の合意を、電力会社が明らかに履行していないにも関わらず、電気代を支払うことで定期的に義務を果たしている国民に対して、どのように現在の事態に対処してもらうつもりなのか。

（14） リチウム輸出が減少するも、銅が鉱業分野の輸出増を支える：報道

8月8日、当地エル・メルクリオ紙は、7月のチリにおける貿易動向を報じた。

7月のチリからの輸出は全分野で増加し、FOB総額で83億4,400万米ドル（FOB）と前年同期比16.2%増となった。この輸出増はほぼ銅に起因しており、銅の輸出総額は41億5,900万米ドルと、前年比30.8%増であった。

鉄（9.1%減）や特に炭酸リチウム（47%減）などの他品目はマイナスであったにも関わらず、銅輸出が鉱業関連の輸出総額を押し上げ、12ヶ月で21.1%増加した。炭酸リチウムに関しては、7月の輸出額は3億900万米ドルから2億700万米ドルに減少した。

輸入に関してはCIF総額で76億4,800万米ドルと7.7%増加し、資本財購入のマイナス傾向が数ヶ月続いた後、7月に入り緩和された（0.2%減）ことが特筆すべき事項である。

鉱業分野に加え、農林漁業分野（12.9%）及び工業分野（10.2%）の輸出増加により、対外貿易は12億9,500万米ドルの黒字となった。